

第8章

計画の推進

本章では、「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けて、施策の推進方針、計画の推進体制、計画の点検・評価手法や進行管理の仕組みなど計画の推進に向けた考え方を明らかにします。

第8章 計画の推進

1 計画の推進に向けた基本的な考え方

本計画に掲げる「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」を実現するためには、本市が本計画に示された重点分野の取組や基本的施策を総合的、効率的、効果的に実施することや、市民・事業者及び市が自主的に環境配慮行動を実践することが必要です。

そして、各主体の取組が継続して実施されるには、環境の状況や取組結果に関して適切な点検・評価を行い、改善に結び付けていくような進行管理の仕組みの構築や、それを実施するための体制の確保、さらには計画の推進を促す制度や取組が必要となります。

なお、本計画では、環境行政が進んでいる方向を評価する目安として総合的な評価を行うこととし、評価結果を「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けた取組の推進に活かしていきます。

2 計画における施策の推進方針

本計画では、「第5章 重点分野」において、本市の環境の保全及び創造に関して社会的要請の高い課題、市の環境特性に関係する課題、すべての主体の取組が不可欠な課題に対する施策を示しています。また、「第6章 基本的施策」において、環境政策ごとに体系化した施策の方向と施策の柱に基づいて基本的施策を展開しています。

これらの施策は、本計画の「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」を実現するために、総合的かつ体系的に推進することが必要です。

このため、次のような基本方針に沿って、施策を推進していきます。

■市の施策は、環境政策を基底として立案し、推進する。

市の施策事業は、本計画に定める「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現をめざして、環境政策を基底とし、その立案の早期段階から環境に対する総合的な配慮を取り入れ、推進します。

■施策相互間の関連を深め、総合的に推進する。

環境に係る施策事業は、施策相互間の関連性や相乗効果の把握、有機的な連携の実現、新たな対策手法の導入等について検討しながら総合的に展開します。

■重点的に取り組むべき環境課題に適切に対応する。

本計画では、社会的要請の高い課題、市の環境特性に関係する課題、全ての主体の取組が不可欠な課題に対して取り組む「重点分野」を設け、具体的な数値目標として「重点目標」を示しています。それぞれの行政分野においては、実行計画や指針等の作成に際して、重点分野に掲げる重点目標を施策の立案、調整の目安として尊重し、推進体制の整備を図る等適切に対応します。

■広域的な施策の展開を図る。

温暖化対策をはじめとする地球環境の保全、廃棄物の適正処理、大気環境の保全等は、地理的社会的条件から、本市のみで対応し、解決を図ることは困難です。これらについては、広域的な視点にたって、国、九都県市、関係団体等と協調し、連携体制の一層の強化を図ります。

■市民及び事業者の参画と協働を促し、効果的な施策の推進を図る。

市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する取組状況や要望を把握し、適宜施策へ反映することに努めるとともに、環境に配慮した生活や事業が行われるよう市民及び事業者の支援に努めることで、積極的な参画と協働を求め、効果的な施策の推進を図ります。

■指標の進捗状況に応じ、効果的な施策・事業を立案し、その推進を図る。

「第6章 基本的施策」に示す内容については、個々の指標を用いて評価することから、その結果を受けて、今後実施すべき施策・事業を立案し、効果的にその推進を図ります。実施される施策・事業は毎年更新されていくことになるため、計画策定時には別冊「施策事業編」を作成し、翌年度以降は「環境基本計画年次報告書」を毎年度作成することで、計画の対象となる施策・事業について、その更新を図っていきます。

3 計画の推進体制

本計画の推進のためには、市の施策が本計画に基づいて実行されるよう調整するための庁内の体制とともに、市民や事業者との連携による取組を図るよう、市民及び事業者との協働の体制も必要となります。さらには、本計画の進行管理に関して公正な立場から評価する体制も必要となります。そこで、環境基本計画の推進体制として、以下の体制を位置づけることとします。

■市の推進体制

《環境調整会議》(環境基本条例第11条に基づく組織)

副市長を会長とし、関係する局の長から構成される市の内部機関で、計画の策定及び変更、環境施策及び環境行政の総合的推進に関して総合的調整を行います。

また、計画の推進に当たって重要となる進行管理に関して年次報告書を取りまとめるとともに、年次報告書の点検・評価の結果を受けた見直しについて、検討・調整を行います。

■市民及び事業者との協働の体制

《市民及び事業者とのパートナーシップ》

地球温暖化や廃棄物、緑その他様々な環境分野で活動する市民や事業者とのパートナーシップについて、これらの活動や組織と連携を図るとともに、その活動を支援していきます。また、地域の環境保全活動への参加の促進や環境に関する情報の共有化などを通じて各主体の社会的な責任の醸成を促します。これらにより、本計画の推進の役割を担う、市民及び事業者との協働の体制の充実に努めます。

■計画の外部評価体制

《環境審議会》(環境基本条例第13条に基づく組織)

市民及び学識経験者等から構成される組織で、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境保全に関する重要事項について公正かつ専門的な立場から審議を行います。

環境基本計画に関しては、計画の策定、変更及び年次報告書による計画の進行管理について審議を行います。

4 計画の点検・評価手法

(1) 計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況を把握し、評価するため、計画に定める指標の状況、目標の達成状況、施策の実施状況等について年度ごとに調査を実施します。なお、計画の進捗状況について、より適切に把握し、評価するため、経年的な推移を整理することに努めます。

(2) 総合的な評価

環境基本計画の進行の評価に当たっては、個別の指標、目標の達成状況等の把握を行うと同時に、第3章に示した「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」の実現に向けた計画全体についての評価を行います。

今日の環境問題の多くは、多様で複雑な要因から成り立っており、取組の成果が容易には現れにくいという性質がありますが、課題に対する対処の方向性が正しいかを確認しながら、確実に取組を進めていくことが必要となります。

こうしたことから、本計画では、計画全体の進捗度合いを把握する際の目安とするため、総合的な評価を行い、多様化、複雑化した環境問題に対する総合的で継続的な取組の推進に活用していきます。

ア 計画に設定された目標とその評価

本計画の「めざすべき環境像」、「6つのまちの姿」及び「環境政策」には計画がめざすまちの姿やその実現に向けた取組の方向性を示す内容の文章による目標が設定されています。その中でも、「環境政策」に設定された目標は、総合的目標として、「6つのまちの姿」の達成度を総合的に評価する際の目安となるものです。

一方、環境政策のもとに展開される「施策の方向」には、数値により把握することができる指標が設定されています。

「施策の方向」に設定された数値による指標を把握し、これらの評価結果を集約することで、総合的目標の達成状況を目安として把握し、計画の総合的な点検・評価を行う上で活用します。

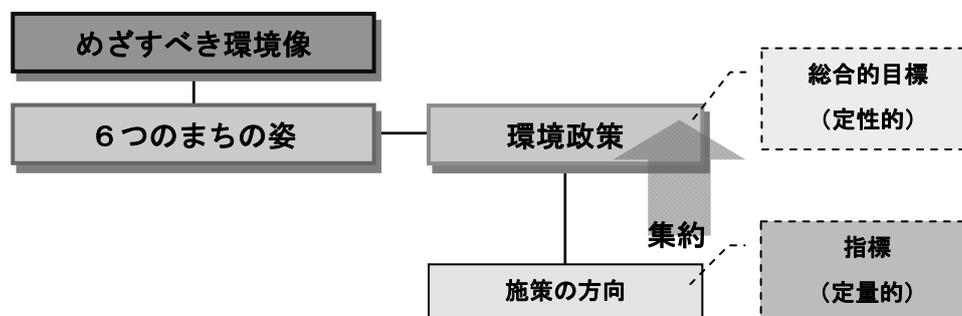


図 8-1 本計画の点検・評価のイメージ

イ 個別の指標における評価

「施策の方向」に設定された指標について、最新年度の数値を把握し、評価を行います。

本計画の「施策の方向」には目標を持つ指標と持たない指標が設けられています。このうち、目標を持たない指標については、前年度に対して改善しているか否か、また、基準年に対して改善しているか否かという2つの観点から、次の図のイメージで評価を行います。

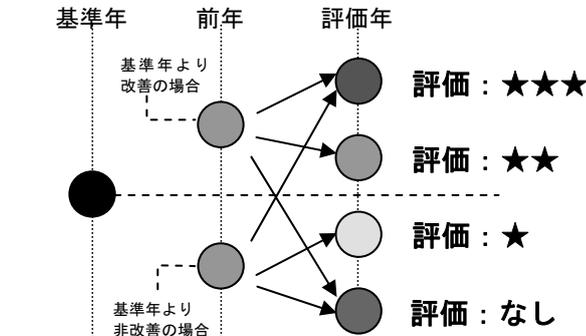
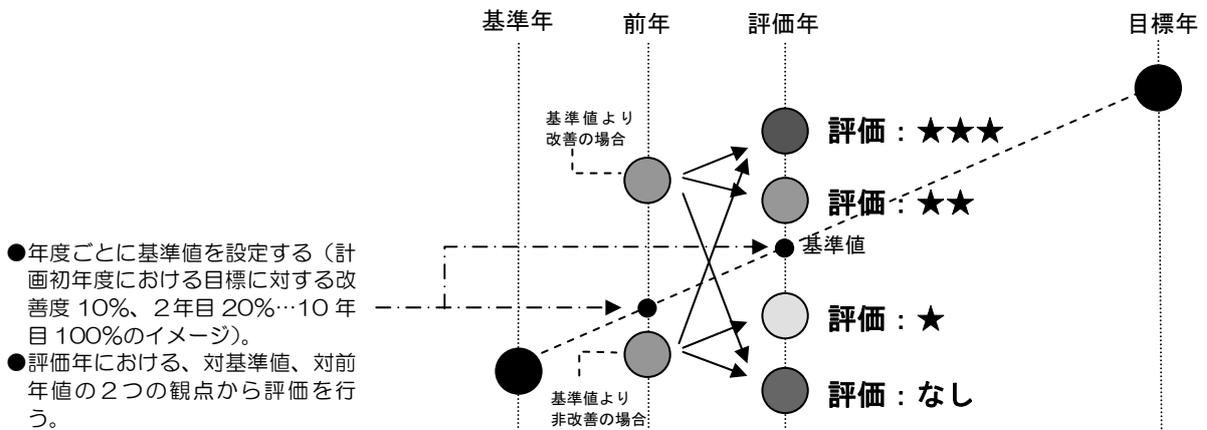


図 8-2 目標を持たない指標の評価イメージ

また、目標を持つ指標についての評価は、前年度に対して改善しているか否か、また、目標に基づき各年度における目安として算出した基準値に対して改善しているか否かという2つの観点から、次の図のイメージで評価を行います。



- 年度ごとに基準値を設定する（計画初年度における目標に対する改善度 10%、2年目 20%…10年目 100%のイメージ）。
- 評価年における、対基準値、対前年値の2つの観点から評価を行う。

図 8-3 目標を持つ指標の評価イメージ

ウ 総合的な評価の表示

計画全体の総合的な評価は、「施策の方向」の評価結果を集約し、集約の結果を「めざすべき環境像」の実現に向けた「6つのまちの姿」ごとにレーダーチャートなどの形で分かりやすく図示するとともに、前年度の結果と併せて示すことで、計画の進行管理を行う上での目安として活用します。

エ 総合的な評価に活用する指標

総合的な評価は、計画全体の進捗状況を把握する上で、あくまで目安とするために簡便な方法

を用いて行うものです。

このため、評価に際しては、次に示す点などを問わないこととしています。

- ・「施策の方向」の評価に用いる指標の数が「施策の方向」ごとに異なっていること。
- ・各指標が評価結果全体に及ぼす影響は、通常指標により異なりますが、重み係数を用いるなどの補正を行っていないこと。

ただし、上記のうち、「施策の方向」の評価に用いる指標の数については、評価に与える影響を一定程度考慮し、各「施策の方向」を評価する指標の数をそれぞれ1～4とすることとします。また、その選定は、おおむね次の基準を念頭に行っています。なお、このことを踏まえて整理した総合的な評価に用いる指標を表8-1に示しています。

- ・対象となる「施策の方向」に係る取組を進める上で、より重要と考えられるものを選定すること。
- ・指標には、施策・事業を実施することで、直接成果物となる性質のもの（例：公園緑地面積）と、施策・事業を実施することで、結果的に成果となる状況が発生する性質のもの（例：大気汚染物質に係る環境基準の達成率）がありますが、後者の指標を優先して選定すること。
- ・複数の「施策の方向」を評価の対象としている指標は、重複して選定しないこと（1つの「施策の方向」でのみ、総合的な評価に用いるものとする。こと。）。)
- ・指標の状態や進捗等が偶発的な結果に左右されるものや、一部の事象が全体に大きく影響するものなどはできる限り選定しないこと。

表 8-1 総合的な評価に用いる指標

環境政策	施策の方向	指標	総合的な評価に用いるもの
地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす	I-1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出量 低公害・低燃費車の普及台数	○
	I-2 地域のエネルギー資源の有効かつ効率的な利用の促進	太陽エネルギー（太陽光・熱）利用量	○
	I-3 ヒートアイランド対策の推進	年間平均気温	○
	I-4 その他の地球環境保全	特定フロン等の環境濃度 硫黄酸化物排出量（工場・事業場） 窒素酸化物排出量（工場・事業場）（再掲）	○
環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす	II-1 一般廃棄物対策の推進	ごみ焼却量	○
		市民一人一日当たりのごみ排出量	○
		資源化量	○
	II-2 産業廃棄物対策等の推進	産業廃棄物排出量 産業廃棄物再生利用率 産業廃棄物最終処分量	○ ○ ○
多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす	III-1 緑の保全・創出・育成	施策による緑地の保全面積（法・条例等により保全されている面積）	○
		施策による農地の保全面積（農業振興地域内農用地、生産緑地地区内農地等）	○
		緑化地面積（公共施設等の緑化地創出面積）	○
		公園緑地面積（都市公園等の整備面積）	○
		公園管理運営協議会の発足数	
	III-2 健全な水循環の確保	透水性舗装道路面積	
		湧水地周辺整備数	○
		河川流量	○
		下水の高度処理普及率	
		親水護岸整備延長 市民一人一日当たりの生活用水使用量	○ ○

	Ⅲ-3 生物多様性の保全	自然観察会等実施状況	○	
		市内の動植物等確認種数	○	
		保全管理計画作成地区数	○	
	Ⅲ-4 都市アメニティの増進	景観計画特定地区数	○	
		都市景観形成地区数		
		バリアフリー導入施設数	○	
		指定文化財等件数	○	
		公園緑地面積(都市公園等の整備面積)(再掲)		
			レクリエーション施設の数	
	安心して健康に暮らせるまちをめざす	Ⅳ-1 大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準、環境目標値達成状況	
二酸化窒素			○	
浮遊粒子状物質				
光化学オキシダント(光化学スモッグ)			○	
有害大気汚染物質				
微小粒子状物質(PM2.5)			○	
窒素酸化物排出量(工場・事業場)			○	
粒子状物質排出量(工場・事業場)				
公共交通機関利用者数(市営バス)				
自転車道総延長				
駐輪場数				
Ⅳ-2 水質・土壌・地盤環境の保全			水質汚濁に係る環境基準、環境目標値達成状況	
			健康項目(河川、海域)	
		生活環境項目(多摩川水系の市内3河川のBOD、海域のCOD(B類型、C類型地点のすべて))	○	
		底質に含まれる汚染物質の量		
		工場・事業場における水質汚濁物質排出量		
		下水道普及率		
		地下水汚染に係る環境基準達成状況	○	
		土壌汚染の改善件数		
		地盤沈下量		
		土砂災害の発生件数		
		Ⅳ-3 化学物質の環境リスクの低減	市内のPRTR法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況	
PRTR法対象化学物質のうち、特定第一種指定化学物質の排出量			○	
PRTR法対象化学物質の届出排出量			○	
ダイオキシン類に係る環境基準達成状況				
有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況(再掲)				
Ⅳ-4 地域の生活環境の保全		騒音に係る環境基準達成状況(自動車、一般環境、新幹線)	○	
	騒音に係る苦情件数			
	振動に係る環境保全水準等達成状況	○		
	振動に係る苦情件数			
	悪臭の苦情件数			
	建築物影響に係る苦情件数			
環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす	Ⅴ-1 環境関連産業の振興・育成	ゼロ・エミッション工業団地への視察者数	○	
	Ⅴ-2 環境技術による国際貢献の推進	海外からの環境技術視察・研修の受入人数	○	
		環境に係る国際会議・イベント等実施状況		

		環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究の件数と実施内容	○
多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組みまちをめざす	VI-1 環境教育・環境学習の推進	環境関連施設利用者数(環境学習センター等入館者数)	○
		環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況	
		環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数	
		小・中学校における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況	
	VI-2 環境パートナーシップの推進	協働による環境保全活動の実施状況	
		資源集団回収量	○
		市民植樹参加者数	○
VI-3 市の環境配慮の推進	まちの美化運動等参加者数	○	
	公用車における低公害車・低排出ガス車普及台数	○	
	グリーン購入の実施状況	○	
		市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量	○

(3) 年次報告書の作成・公表

計画の適正な進行管理を図るため、計画に定める指標の状況、目標の達成状況、施策の実施状況、総合的な評価の結果等について、年次報告書を作成し、公表します。

年次報告書に対して、市民、事業者は、意見書を提出することができ、提出された意見に対する対応措置は、公表されます。

また、年次報告書については、おおむね3年ごとに環境審議会に諮問し、環境基本計画の進行管理に関する点検・評価の結果について答申を受けます。

5 計画の推進及び進行管理の仕組み

本計画に掲げる「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けて、毎年度、前年度に実施した施策事業の成果を取りまとめ、計画の進捗に関して点検・評価します。

施策事業の推進及び進行管理に当たっては、次の事項を考慮した仕組みで運用を図ります。

- ①計画に掲げられた施策事業について市が実施するとともに、市民、事業者及び市のパートナーシップにより推進し、目標の達成を目指します。
 - ②関係部局への照会を通じ、指標の達成状況など、計画の進捗状況の定量的な把握を行うとともに、施策の実施状況についても整理します。
 - ③指標の達成状況から、計画の進捗状況の目安を明らかにし、年次報告書を作成します。
 - ④年次報告書を市民及び事業者等に公表し、意見を募集します。
 - ⑤年次報告書を環境審議会に報告し、提言を受けます。
 - ⑥おおむね3年ごとに年次報告書による環境基本計画の進行管理について、環境審議会に諮問し、答申を受けます。
 - ⑦年次報告書とそれに対する市民及び事業者の意見、環境審議会からの提言を踏まえ、さらに、環境調整会議との調整の上、本計画の「めざすべき環境像」の達成に向けた施策・事業の検討、見直しを行います。
 - ⑧検討、見直しの結果を踏まえ、可能な範囲で次年度以降の施策の推進方策や予算案、施策の推進体制に反映させるとともに、新たな課題への対応を検討します。
- これらの①～⑧について、次のような一連の流れを繰り返すことによって、計画の効果的な推進を図り、進行管理を行っていきます。

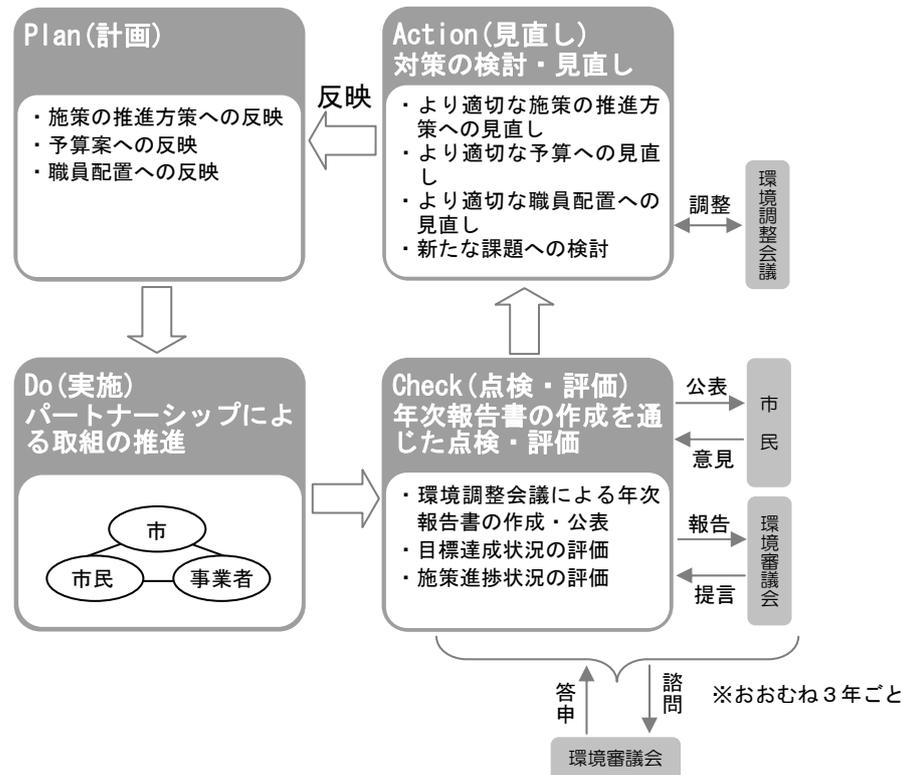


図 8-4 計画の推進及び進行管理のフロー

6 計画の推進を促す仕組み

これまでに示した推進体制等のほか、本計画の着実な推進を支える制度や仕組みを以下に示します。

これらの制度や仕組みは、地域環境の保全のための施策展開や計画の総合的推進を図る上での基本となることから、推進、活用等に留意するとともに、その充実、強化に努めます。

1 協働による取組の推進

本計画の推進や環境施策の実施に当たっては、市が主体となって取組を進めるだけでなく、市民・事業者などと、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、互いの特性を發揮しながら取り組むことで、より大きな効果を上げることを目指します。

2 分野別計画との連携

環境分野の関連する他の計画との連携を図り、施策事業の実施や進行管理においては関連する他の計画との整合にも配慮して、総合的な推進を図ります。

なお、分野別計画について目標等を大きく変更するなどの見直しを実施する場合には、本計画に定めた「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」等を念頭に目標等の検討を行うとともに、必要に応じて本計画に定める目標、施策、環境配慮指針等についても調整を行います。

3 環境調査制度の推進

環境に係る市の主要な政策又は方針のうち、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等を対象とし、環境に係る配慮が十分になされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等について調査を行う制度です。

本制度により、できるだけ早期の段階で環境面からの総合的調整や環境基本計画との整合性の確認を行い、環境上の配慮を組み込むことや環境調整会議の手続を通じることなどにより、環境配慮の実効性を確保します。

4 環境影響評価制度の推進

環境基本計画で示す環境配慮指針との整合を図り、新たな環境問題にも的確に対応しながら、適正な環境影響評価制度を推進します。

5 環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報を体系的に整備し、利用を図ります。また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、情報を整備し、適切な提供に努めます。

6 環境科学に関する調査研究の充実

環境科学に関する調査研究は、都市活動や産業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めます。

7 経済的手法の活用

市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法である経済的手法の活用について、調査・研究を行います。

8 財源の確保

環境基本計画の推進に当たり、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度等の創設等、財源の確保に努めます。

また、施策事業の優先度や効果、あるいは、環境の現状や計画の進捗状況の点検・評価を踏まえ、より重要な課題に対する実効性が確保されるよう取り組みます。